

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

助成金の対象

- 原則として令和5年9月30日までの期間で、①～④全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知した事業主であって、
- ③ 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に、当該休暇を合計して20日以上取得させるとともに、
- ④ 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、休暇制度の他に妊娠中の女性労働者が勤務を続けやすくするために、自社が対応できる措置を具体的に就業規則又は労働協約に規定し、全ての労働者に周知した事業主。

対象となる労働者

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

対象となる有給の休暇制度

■ 休暇制度の整備、既存の特別休暇の利用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象になります。

■ 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例)・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する
 ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
 ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

助成内容

対象労働者 1人当たり 20万円 ※1事業所当たり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年11月30日まで ※事業所単位ごとの申請です。

◎その他詳しい支給要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。